令和８年第５回那須烏山市議会９月定例会（第１日）

令和８年９月１日（火）

開会　午前１０時００分

散会　午後　２時１２分

◎出席議員（１４名）

１番	佐藤利奈	２番	東原勇二
３番	秋葉泰輔	４番	小室　悟
５番	佐々木　豊	６番	大橋　誠
７番	髙木洋一	８番	堀江清一
９番	青木敏久	１０番	矢板清枝
１１番	小堀道和	１２番	相馬正典
１３番	渋井由放	１４番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	木曽賢治
総合政策課長	関　雅人
まちづくり課長	星　貴浩
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	永島一広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡　誠
こども課長	草分知賀子
農政課長	小口正一
商工観光課長	髙野成影
建設課長	菊池章夫
都市整備課長	松鳥和行
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長	齋　藤　浩　文
生涯学習課長	塩野目　豊　一
代表監査委員	樋　山　　隆

◎事務局職員出席者

事務局長	菊　地　唯　一
書　　記	佐　藤　博　樹
書　　記	吉　川　和　穂

○議事日程

日程　第　１　会議録署名議員の指名について（議長提出）
日程　第　２　会期の決定について（議長提出）
日程　第　３　報告第　１号　令和７年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について（市長提出）
日程　第　４　報告第　２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
日程　第　５　報告第　３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
日程　第　６　報告第　４号　一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
日程　第　７　報告第　５号　令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
日程　第　８　議案第　８号　那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
日程　第　９　議案第　９号　那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
日程　第１０　議案第　５号　那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
日程　第１１　議案第　６号　那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
日程　第１２　議案第　７号　那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（市長提出）
日程　第１３　議案第　１号　令和８年度那須烏山市一般会計補正予算（第２号）について（市長提出）
日程　第１４　議案第　２号　令和８年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第１号）について（市長提出）
日程　第１５　議案第　３号　令和８年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第１号）について（市長提出）
日程　第１６　議案第　４号　令和８年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第１号）について（市長提出）
日程　第１７　議案第１０号　損害賠償の額の決定及び和解について（追認）（市長提

出）

日程　第１８　議案第１１号　防災重点農業用ため池の防災工事の施工について（市長提出）

日程　第１９　議案第１２号　令和７年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）

日程　第２０　議案第１３号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）

日程　第２１　認定第　１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２２　認定第　２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２３　認定第　３号　令和７年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２４　認定第　４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２５　認定第　５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２６　認定第　６号　令和７年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２７　認定第　７号　令和７年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２８　認定第　８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について（市長提出）

日程　第２９　付託第　１号　請願書等の付託について（議長提出）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

［午前１０時００分開会］

○議長（相馬正典）　　皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は１４名全員です。定足数に達しておりますので、令和８年第５回那須烏山市議会９月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第１２１条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めておりますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る８月２５日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（相馬正典）　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員に、

５番　佐々木　豊議員

６番　大橋　誠議員を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（相馬正典）　　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から９月１６日までの１６日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から１６日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第３　報告第１号　令和７年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書につい

て

○議長（相馬正典）　　日程第３　報告第１号　令和７年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　報告第１号　令和７年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第２１２条の規定に基づき、令和６年第１回那須烏山市議会３月定例会において継続費の予算措置を行い、令和７年度をもって当該継続費の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により報告するものであります。

継続費の内容につきましては、生涯学習施設の整備方針等の計画策定業務委託を令和６年度から令和７年度にかけて実施し、精算報告書のとおり事業を完了したものであります。

これをもちまして、御報告申し上げます。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　　令和７年度の市一般会計継続費の精算報告書についてでありますが、令和６年・７年度の委託期間を通じて、生涯学習施設整備計画を策定したというような内容でございます。

この生涯学習施設整備計画については、具体的には今後何年間の計画であるのか、さらには、市内にあるそういう生涯学習施設について、整備・統廃合も含めた内容になっているのか、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　それでは、先ほどの御質問にお答えいたします。

今回の整備計画の計画期間といたしましては、令和８年度から令和１７年度の期間になります。市内２５施設ある施設の中で、全ての施設の劣化度調査を行いまして、あと政策優先度を鑑みまして、どの施設を残していこうか、あとは集約していこうか、修繕して今後、残していこうかという計画になっております。

一応、次期計画が令和１８年度からの計画になりますので、施設の統廃合とか、改修という

か新設なんかは、この辺のところから実行していくような形になると思います。

以上になります。

○議長（相馬正典）　　１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　　令和８年度から１７年度の１０年間の２５施設の整備・統廃合も含めた優先度を検討して、それを生かしていくということでございます。

これらについては、後で議会のほうにもその内容については説明がありますかね。いかがでしょうか。

○議長（相馬正典）　　塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一）　　この計画につきましては、計画策定のときに一応、御説明を差し上げてはいるんですが、再度説明しろということになるんですかね。（「はい」の声あり）そうしますと、今後どういった形で説明できるかどうか相談させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬正典）　　よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　　はい。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに質疑がないようですので、報告第１号　令和７年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書については報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第４　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（相馬正典）　　日程第４　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　報告第２号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和８年５月７日午前１１時頃、那須烏山市役所南那須庁舎敷地内の屋

根付車庫において、職員が公用車の車検に伴う代車を駐車する際、屋根に接触し損傷させたことにより、当該代車の修理期間中、業者がレンタカーとして貸出しができなくなったことによる損害が発生した事故であり、このたび損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額は、営業補償代であり、損害額２万円に市の過失割合１００％を乗じた２万円を市が支払うことになりましたので、御報告申し上げます。

○議長（相馬正典）　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございますか。

１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　損害賠償の額の決定及び和解なんですが、５０万円未満はという内容で、今回は２万円の支払いとなっております。

これについても、公用車の事故でございますので、市町村の加入している保険適用で支払いになるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　ただいまの質問にお答えいたします。

今回は、相手方が所有するレンタカーということになりますので、全国町村会自動車損害共済、これの対象外となっております。

営業補償につきましては、市の予算のほうから支出した、そのような形になってございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　はい。

○議長（相馬正典）　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　ほかに質疑がないようですので、報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第５　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（相馬正典）　日程第５　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　報告第３号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和８年３月１日午後１時１５分頃、中央３丁目地内で消防団の消防車両が方向転換した際、設置されていたグレーチングを跳ね上げ、湾曲させる損害が発生した事故であり、このたび損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額は、グレーチングの修理代であり、損害額１０万１，７０６円に対し、市の過失割合１００％を乗じた１０万１，７０６円を市が支払うことになりましたので、御報告申し上げます。

○議長（相馬正典）　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではありますけれども、この際、質疑あればこれを許します。質疑はございますか。

８番堀江清一議員。

○８番（堀江清一）　グレーチングを湾曲させてしまったということなんですけども、このグレーチング、よく側溝とかにあるようなグレーチングだと思われるんですけども、これは１枚なんですか、それとも複数枚なんでしょうか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　こちらにつきましては、１枚破損したということになります。

○議長（相馬正典）　８番堀江清一議員。

○８番（堀江清一）　正直、市民感覚でいうと、グレーチング１枚で１０万円もするのかなと少し疑問に思ったものですから、これは正規の値段で間違いないということですか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　こちらにつきましては、グレーチングの費用、また、その取付け費用、そういったものを含めて、こちらの金額になってございます。

○議長（相馬正典）　１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　報告第２号と同様なんでございますが、この件に関しては、消防団の消防車両ということでございまして、これについては、全国町村会の損害賠償保険のほうに入っていて、適用が可能だったのかどうか、御説明をお願いします。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、平塚議員御指摘のとおり、全国町村会自動車損害共済、こちらの対象として対応したものでございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　はい。

○議長（相馬正典）　ほかに質疑はございますか。

１１番小堀道和議員。

○１１番（小堀道和）　確認なんですけれども、グレーチング修理したというんだけど、これは新しいもの、標準品ですよね、交換したのかどうかということと、もう一つ、これは相当変形しているので、これって普通、消防車が入ったぐらいで、こんなにひどく変形するということはあり得ないような気がするんですよ。そうすると、市内でもこういう危険なところがあるのかどうかという心配が出てしまうので、その辺のチェックもする必要があるんじゃないかなと思うので、その件について教えてください。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、グレーチングにつきましては、新しいものに交換するという形になってございます。

また、湾曲したというところにつきましては、消防車がグレーチング上を通過する際、消防車両の重みもあったんだと思うんですが、グレーチングが持ち上がりました。持ち上がったところを、車体の底の部分にそのまま進行する際に接触したということで、湾曲したというものでございます。

それともう一点、市内にこういった箇所が何か所もあるんじゃないかということで、今回の事故につきましては、民有地の相手方が所有しているグレーチングということで、一般的な道路のグレーチングとはまたちょっと違うということは御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典）　１１番小堀道和議員。

○１１番（小堀道和）　理解するんだけど、要するに公のところでは、こういうところはないよと今、答えたんですか。要約すると、そういうことですか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　一般的な市道、そういったところについては、こういったことがない、そういったことで認識しております。

○議長（相馬正典）　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　グレーチングの写真を見ますと、普通のU字溝の上に載せてある。今は大体、道路は落ち蓋式U字溝ということで、蓋が落ちるような造りのものなんですね。多

分、古い道路では、Ｕ字溝そのまんまと、だからグレーチングは種類がいろいろありますから、げた履いて落ち蓋式に載っけるグレーチング、それも荷重もありますから、新しい道路はみんなそれで大丈夫なんだと思うんですよ。

ところが、古い道路は市の道路であってもこういうのがあるんじゃないかなと。かなですけどね。例えば、市の草刈りをするとかそういうようなときに、そういうところをチェックして、もしあれだったらと、これ換えるんだったら、今までのようにやるんじゃＵ字溝を入れ直して落ち蓋式のものをしないと駄目になってきますけども、だんだん、だんだん反ってくるんですよね、少しずつ。だからそこへ車が乗ると跳ね上がると。

ですから、反っているのか、反ってないのかとかということを何らかの形で、ああ、これは違う、これは落ち蓋式のものでこうだとかだとああだとかというチェックをしないといけないんじゃないのかなと思いますけど、それについては別な課の担当になるでしょうけども、答弁は結構ですから、何かの折に、そういうことも維持管理で考えていただいておかないと、同じことが何回も起きる可能性があると思います。

○議長（相馬正典）　　よろしくお願いします。

ほかに質疑ございますか。

３番秋葉泰輔議員。

○３番（秋葉泰輔）　　グレーチング跳ね上がり、消防車両に接触したとありますが、消防車両のほうに何か損害が出たりということがあったのか、お伺いします。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

消防車のほうは、燃料タンク付近、またステップ部のアルミ板、そういったところが損傷いたしましたので、そちらにつきましては修繕のほうを行ったところでございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　ほかによろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第６　報告第４号　一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（相馬正典）　　日程第６　報告第４号　一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況

説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　報告第４号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出されました令和７年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、本市農業の振興と農業従事者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的とし、経営基盤拡大を希望する農業従事者、営農集団等へ支援する農地賃借等契約支援事業をはじめ、農業用機械及び施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成・支援事業などの公益事業に取り組んでおります。

また、飼料用米（ＷＣＳ）供給事業、食用米生産事業を主とする土地利用型農業の経営、水稲を中心とした農作業の部分作業の受委託事業をはじめとする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

近年は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加により、農業経営基盤の脆弱化や生産力の低下を招いております。また、中東情勢に起因した燃料、農業資材等の価格高騰により、農業情勢はさらに厳しさを増しております。

このような中、農業公社に寄せられる農業従事者からの要望は多種多様であり、その責務は年々大きくなっております。現在は、地域の担い手への農地利用の集積・集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山により、本市農業が抱える諸問題を解消するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところでございます。

現在の財政状況は、市補助金等に頼る苦しい経営が続いておりますが、公益事業と収益事業の分離化による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況について報告いたします。

○議長（相馬正典）　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございますか。

１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　農業公社の方が来ていただいて御説明をいただいたので、中身はよ

く分かっております。

まず、大きな問題として、農業公社というのは、我が市のほかにどんな市があるんですか、ない市もありますよねという確認をして、ない市は農業公社がどうしても必要だというのであればつくってどんどん増えていくんだというのが本来だと思うんですが、農業公社をつくってどんどんやろうというような機運はないのではないのかなというのがまず１つ。

そして、那須烏山市は補助金をできるだけ出す方向を考えていくんだと、こういうふうにやっているわけですよね。いろんな補助金があるんだけど、それを少しずつ削減していって。そういう中に、ここは４００万円、毎年入れているわけですよ。その設立した当初の約束があるんだろうけども。それで、農業公社では例えば機械を買うときに、補助金が出ないから、株式会社アグリ那須烏山をつくって補助金を国からもらって、それで利益を上げようと、こういうようなことが一番最初のスタートだったんじゃないのかなと。記憶です。

そうすると、利益が出たらば、それをアグリから農業公社へどういう形か配分をして、配分された分だけ那須烏山市から補助金を削減する、または補助金を出したのを返還命令をかけるとか、そういうような形にするのが筋なのに、ずっとそういうのをやってきてないんです。当たり前に４００万円。燃料費が上がった、肥料が上がったとかいろいろあるかもしれませんが、まずこの構造を、どうなっているんだと中身をよくよく、コピー行政じゃ駄目だといつも言っているんですよ。中身をしっかり分析して、来年については、もう今年は決算やっちゃっているわけですから、その辺をしっかりとやった上で、こうだと出してもらうというようにお願いするんですが、まずこれに答弁するのは農政課長になるのかな、農業公社がないところもありますよねという話。

○議長（相馬正典）　　小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　　ただいまの御質問にお答えいたします。

県内の農業公社があるなしの関わりかと思います。今、手元に資料ありますけれども、近隣の那珂川町にはございません。あと那須町もございません。あとさくら市もないです。（「大丈夫です、その辺で。いわゆるないというのが分かれば」の声あり）はい、ないところもございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　必要だったらつくるんですよ。だから、そういうところは必要ないということなんだと思うんです。

そうすると、うちが必要なのはこういう理屈だと市長、今、説明してくれましたけど、そういう中で、少し努力してもらわないと、全く進歩がないというか、進化がないということに。

進化があったのは、アグリをつくったことです。アグリをつくって利益を上げるんだというところまではいいんですよ。その利益を上げたら、それを還元して市の補助金が減るとか、そこまで進化してくれないと、ダーウィンの進化論、皆さんも那須烏山市の進化論ということで、そこまで突っ込んでやっていただきたいと申しまして、答弁は結構ですから、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、報告第４号　一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解を願います。

◎日程第７　報告第５号　令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（相馬正典）　　続きまして、日程第７　報告第５号　令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　報告第５号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、４つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率の３つにつきましては、該当がありませんでした。残る実質公債費比率につきましては６．５％で、前年度比０．７ポイントの減となりました。これは、令和元年東日本台風災害に伴う廃棄物処理等の地方債の返済が終了したことが主な要因であります。

次に、資金不足比率につきましては、該当がありませんでした。

このように、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも健全団体に該当しており、私が進めております厳しい財政状況の立て直しの取組成果が着実に表れていると考えております。

しかしながら、原油・物価高騰対策や、後年度において取り組むべき施設の集約化等に多大なる財源が必要なことから、決して楽観視することなく、さらなる行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいる所存であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、報告第５号　令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第８　議案第８号　那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（相馬正典）　　続きまして、日程第８　議案第８号　那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第８号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員４名のうち、坂本浩之委員の任期が令和８年１１月２９日をもって満了となることに伴い、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

坂本氏は、令和４年１１月３０日から教育委員会委員として１期４年を務められており、その人格は円満かつ高潔であって、教育、学術、文化に関して高い識見を有されている方であります。

本市の教育施策の総合的な推進を図るため、坂本氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第８　議案第８号　那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第９　議案第９号　那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（相馬正典）　　続きまして、日程第９　議案第９号　那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第９号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の３名の任期が令和８年１１月２９日をもって満了となることに伴い、新たに選任する委員１名を含む３名の委員を選任したく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現在、委員として御活躍いただいている岩附淳一氏は６期１８年、鈴木英男氏は５期１５年の長年にわたり委員を務められており、お二人とも人格は円満かつ高潔で、これまで重ねてこられた経験から、公正かつ適正な審査を行う本職の適任者であり、再度の選任をお願いするものであります。

次に、このたび新たに選任する大野治樹氏は、税務行政全般にわたり深い識見を有する適任

者であります。

なお、このたび退任される横山通有氏は、旧烏山町時代の２期を含めて、合計９期２５年９か月、委員としての御活躍をいただきました。横山氏は、当委員会の委員長を歴任し、公正かつ適切な審査に努められたことなど、税務行政の進展に大きく貢献されました。ここに、長年にわたる委員活動に対し、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

９番青木敏久議員。

〔９番　青木敏久　登壇〕

○９番（青木敏久）　　相馬議長から発言の許可をいただきました、議席番号９番青木敏久でございます。

私は、ただいま上程されている議案第９号　那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、新たに選任されます大野治樹氏の選任に同意することに賛成の立場から、討論させていただきます。

大野治樹氏でございますが、昭和４８年４月、烏山町に奉職され、平成２７年３月まで４２年間、精励されました。学校教育課長、市民課長を歴任され、その間１３年もの間、税務課職員として活躍されており、税務職員として経験豊富な方であります。

また、大野治樹氏は退職後、大桶上自治会の自治会長を務めるほか、人格・見識が高く、人望も厚いお方であります。

このようなことから、大野治樹氏は固定資産評価審査委員会委員として適任者であり、その責務を十分に担っていただけると確信しております。

議員各位におかれましては、満場の御賛同を賜りますよう心からお願いし、賛成討論といたします。

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第９　議案第９号　那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第１０　議案第５号　那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（相馬正典）　　日程第１０　議案第５号　那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第５号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市が実施している重度心身障害者、妊産婦、子供、独り親家庭の４つの医療費助成制度について、受給資格の審査で必要となる医療保険の資格者等の情報を、個人番号を利用してオンライン上で確認できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

この条例改正を行い、個人情報保護委員会に届け出ることによって、各医療保険者からオンライン上で医療保険の資格者等の情報を提供してもらうことができるようになります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　確認をしたいと思います。これを利用することによって、どの程度の効率化が図れるのか、また、これはマイナンバーカードのことでいいんですよね。マイナン

バーカードというのは、法律的には多分、全部持たなきゃならないとかと、そういうんじゃないんだと思うんですよね。そうすると、私は嫌だという人は、これを利用しないとすれば不利益があるのかどうか、その点についてお知らせいただければなと思います。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

事務の効率化というところでお話をいただきましたが、これまでこの医療費助成の申請をする際に、窓口でこの保険の資格者証を作成する際に、保険の資格の確認があるんですけれども、従来は職員が窓口にパソコンを用意しまして、マイナポータルというサイトに接続をした上で、申請者に暗証番号、これを入れていただいた上で資格確認というものを行っておりましたが、例えばこの暗証番号を忘れていたりすると、市民課まで出向いてその再設定をするなど、不便を来していた、そういった様子はございます。

今後は、マイナンバーを提示することによって、情報提供ネットワークシステムというものが使えるようになりますので、そのシステムを通じて保険資格者情報を提供してもらえる、そのようなことになりますので、窓口での受付、これについてはスムーズな手続、そちらに移行できるものと考えてございます。

マイナンバーカードを持ってない方ということになりますと、情報提供ネットワークシステムを通じての手続、これはできないという形になりますので、従来どおりという形になります。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　結局、持っている人、持ってない人っていろいろありますが、強制的に持たせるというものではないので、そこら辺、やっぱり私は嫌だと、情報が漏れたり何かすると嫌なんだという人に、こういうのがあるんだからと無理やりというか、そういう勧誘とかそういうことがないようにお願いをして、答弁は結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１０　議案第５号　那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１１　議案第６号　那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（相馬正典）　　日程第１１　議案第６号　那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第６号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、在留カード・特別永住者証明書に個人番号カードの機能を加えた特定在留カード・特定特別永住者証明書が新たに交付できるようになったことに伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス、オンライン申請について、個人番号カードと同様の機能がある特定在留カード・特定特別永住者証明書も利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１１　議案第６号　那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第１２　議案第７号　那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（相馬正典）　　続きまして、日程第１２　議案第７号　那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第７号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法施行規則の一部改正により、認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止する改正が行われたことに伴い、本条例において引用する条項に移動が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　認可地縁団体というのは、自治会のようなものかなと思うんですけど、百幾つの自治会があったと思うんですが、それ全て認可団体みたいになってはいないのではないかなと思うんですが、認可団体になっていると、いろいろ有利な点があるのかもしれませんけれども、何団体ぐらいなっていますか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　ただいまの質問にお答えいたします。

市内には現在、２３の認可団体が存在してございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　これは自治会館を建設するとかそういうようなときに、認可団体になっていたほうが有利だよとか何かそういう、認可団体はこういうものがあるよとかと、なってない自治会と認可団体との差で、何か比較すると有利だなんていうのはあるんですか。それとも、それについてはないんですか。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　認可地縁団体になることのメリットでございますけれども、例えば自治会の名義で集会所等の不動産登記、これができるようになります。また、集会所等を整備する際に、自治会の名義でお金を借りたりということができることになります。そういったところが認可地縁団体になるところのメリットということで、こちらにつきましては、各自治会の皆様にも行政区長会議等を通じて周知をさせていただいているところでございます。

以上となります。（「了解しました」の声あり）

○議長（相馬正典）　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１２　議案第７号　那須烏山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を１１時５分といたします。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時０５分

○議長（相馬正典）　　時間となりましたので、再開いたします。

日程第１３　議案第１号から日程第１６　議案第４号までの令和８年度那須烏山市一般会計補正予算（第２号）について、令和８年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、令和８年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第１号）について、令和８年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第１号）についての４議案については、いずれも令和８年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

◎日程第１３　議案第１号　令和８年度那須烏山市一般会計補正予算（第２号）について

◎日程第１４　議案第２号　令和８年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１５　議案第３号　令和８年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第１号）について

◎日程第１６　議案第４号　令和８年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（相馬正典）　　よって、議案第１号から議案第４号までの４議案について、一括して

議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　議案第１号から議案第４号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号　令和８年度那須烏山市一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ１億１，３１５万３，０００円増額し、補正後の予算総額を１３４億８，８５９万７，０００円とするものであります。

今回は、南那須土地改良区の下江川揚水機の修繕や、学校体育館の空調設置に向けた設計業務委託等に必要な補正予算を編成したものであります。

また、全体的事項としまして、職員配置の結果により過不足を生ずる一般職員人件費や、育児休業等の代替職員として会計年度任用職員人件費の補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費の南那須庁舎管理費につきましては、南那須庁舎２階小会議室の空調設備の故障に伴い、修繕費を増額するものであります。

総務費の自治振興事業費につきましては、県内他市町における自治会交付金と自治会への防犯灯電気代支援の合計額と比べ、本市の自治会交付金が低位にあるため、国の重点支援地方交付金を活用し、防犯灯１灯当たり１，０００円を増額するものであります。

総務費の防犯対策費につきましては、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が頻発している中、本年５月に発生した上三川町の事件にあっては、事件前から現場周辺で不審な人物や車の目撃情報が相次いでいたことから、防犯対策として、国の重点支援地方交付金を活用し、家庭用防犯カメラ等の設置に対する補助金を計上するものであります。

民生費の生活保護扶助費につきましては、国が平成２５年から３年間かけて実施した食費、被服費、光熱費等の生活扶助基準の引下げ改定について、令和７年６月２７日に最高裁判所が違法と判断したことから、原則、平成２５年８月から平成３０年９月までの間に生活保護を受給したことがある世帯を対象に、生活扶助基準の差額を追加給付するため、生活保護扶助費を増額するものであります。

農林水産業費の新規農業総合支援事業費につきましては、新規就農者への国・県補助金が交付決定されたことに伴い、補助金を増額するものであります。

農林水産業費の団体営土地改良事業費につきましては、南那須土地改良区、下江川揚水機場の２号機について、電動機の焼き付きによりポンプが停止し、１号機の電動機とポンプも老朽化により停止の懸念があるため、修繕に要する補助金を増額するものであります。

商工費の山あげ会館運営費につきましては、山あげ会館の空調設備の故障及び雨漏りの発生に伴い、修繕費を増額するものであります。

土木費の道路保全費につきましては、市道田野倉曲畑線について、舗装状態が著しく劣化しているため、舗装修繕に係る工事費請負費を増額するものであります。

土木費の辺地道路整備事業費につきましては、辺地対策事業債の配分額の確定に伴い、事業費を減額するものであります。

土木費の市営住宅管理総務費につきましては、市営住宅使用料について、表計算ソフトを用いた家賃算定の計算式等に誤りがあったため、３４世帯の方に過誤納金等を還付するため、償還金等を計上するものであります。

教育費の南那須中学校施設整備費及び烏山中学校施設整備費につきましては、学校授業、部活及び災害時の避難所として活用する学校体育館について、猛暑対策として空調設備を設置するため、設計業務委託料を計上するものであります。

教育費の南那須図書館施設整備費につきましては、南那須図書館の空調設備の故障に伴い、更新に係る設計業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、生活保護扶助費の追加給付に係る国庫負担金や、家庭用防犯カメラ等の設置に対する補助金及び自治会交付金の増額に係る重点支援地方交付金等の計上であります。

県支出金につきましては、新規就農者等に対する新規就農総合支援事業補助金等の計上であります。

寄附金につきましては、株式会社ケンコーポレーションからの企業版ふるさと応援寄附金であります。寄附金につきましては、寄附者の趣旨に沿った形で事業に活用しており、御芳志に対して深く感謝を申し上げるとともに、御報告を申し上げる次第であります。

繰入金につきましては、令和７年度介護保険給付費等の確定に伴い、介護保険特別会計からの償還金を繰り入れるものであります。

繰越金につきましては、不足財源の補填として、前年度繰越金の計上であります。

市債につきましては、舗装改修工事に係る市道整備事業債の増額及び辺地対策事業債の配分額の確定に伴う減額等であります。

次に、議案第２号　令和８年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてで

ございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ７，５１８万９，０００円増額し、補正後の予算総額を２８億２，３１４万４，０００円とするものであります。

歳出の主な内容は、令和７年度介護保険給付費等の確定に伴う国庫負担金の償還金及び一般会計繰入金の返還金並びに財政調整基金への積立金でございます。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第３号　令和８年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございます。

本案は、資本的支出を５８５万２，０００円増額し、補正後の予算総額を４億６，５７１万３，０００円とするものであります。

内容は、下境地内における配水管更新工事設計業務委託料の増額であります。

最後に、議案第４号　令和８年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の資本的収入を８，４４０万円増額し、補正後の予算総額を１億７，６４９万４，０００円とするものであります。

内容は、資本費平準化債に係る県と起債協議において増額申請が認められたため、企業債を増額するものであります。

以上、議案第１号から議案第４号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　　議案第１号の令和８年度の市一般会計補正予算について、質問をいたします。

２３ページから、新規就農総合支援事業費並びに園芸振興事業費、財源振替となっておりまして、１，４１７万４，０００円の補正かなと思われるんですけども、この内容について説明をお願いいたします。

そのずっと下の鳥獣被害対策事業費というのが５０万円載っておりますが、これは当初予算に対して上乗せをするというような考えなのか、その辺の説明をお願いいたします。

２５ページ中ほどの、ふれあいの道づくり事業費２５０万円ですが、これはどこの道路なのか。

その下の橋りょう等維持管理費、これが３００万円になっていますが、これも恐らくは南那須の橋梁なのかなと思われるんですけど、もう一度確認をしておきたいと思います。

その下に、辺地道路整備事業費というのが１，５９０万円、三角になっております。この理由について、説明をお願いいたします。

２６ページ、災害対策費として補正が１９万６，０００円となっておりますが、この消防費の災害対策費というのはどういうような内容なのか、説明をお願いいたします。

２８ページの農地・農業用施設災害復旧費ということで、先ほど市長のほうから説明あったかと思うんですが、４９万５，０００円補正されておりますけども、これはどこの復旧事業なのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（相馬正典）　それでは、答弁をお願いいたします。

小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　ただいまの平塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、新規就農でございます。こちらのほうでございますが、人数的には、大きく３つほど該当事業がございまして、まず経営開始支援資金につきましては、夫婦で１組、あと個人で１人と。こちらは国の１０分の１０の補助になってございます。

続きまして、世代交代・初期投資促進事業でございます。こちらは、法人に対してでございます。こちらは国２分の１、県４分の１、申請者４分の１ということで、市での持ち出しはないと。こちらは９００万円になってございます。交付決定です。

あと、経営発展支援事業、これはまた別法人でございますけれども、国２分の１、県４分の１、申請者４分の１で、交付決定額につきましては２６４万９，０００円となってございます。

そちらのほうと、事務費が５万円ほどついておるんですが、そちらを合計すると、１，４１７万４，０００円というような内訳になってございます。

先ほどの園芸につきましては、財源振替ということで科目が出てきて、補正内容は全くございません。

続きまして、鳥獣でございます。鳥獣につきましては、当初１１０万円、これは電柵のほうの補助でございますけれども、それが１１０万円計上したんですけれども、６月末にはもう執行残が１０万円を切ってしまったということでございまして、今、収穫期でございますが、収穫期以降の来年に備えた電柵の設置要望に備えるための増額補正ということでの５０万円となってございます。

あともう一つでございますけれども、農地災害の４９万５，０００円でございます。こちら、八ケ代地内の農道に付随します水路の破損が起きました。既に当初予算で５０万円あったので、

それを執行しました。そうすると５，０００円しか残らないので、今後発生した場合のための保険的に、この支出した４９万５，０００円を補填する。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　菊池建設課長。

○建設課長（菊池章夫）　私のほうからは、２５ページ、ふれあいの道づくり事業費の２５０万円の箇所ということで、今年度申請がありました落合地区となります。

続きまして、橋りょう等維持管理費の３００万円、こちらに関しましては、橋梁等の定期点検の業務委託におきまして、道路橋定期点検要領の大幅な改定により、増額となる経費となってございます。

続きまして、辺地のマイナス１，５９０万円につきましては、起債配分額の決定に伴う減額となってございます。

以上です。

○議長（相馬正典）　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　私のほうは、２６ページから２７ページ、災害対策費１９万６，０００円の内容についてでございます。

こちらにつきまして、防災無線管理費ということで、内容につきましては、防災無線の子局が４か所、それと遠隔制御装置１か所、これは那須烏山消防署のほうに配備しているものなんですが、こちらのバッテリー、これの交換ということになります。

こちらにつきまして、毎年、保守点検をしておりますので、その結果に基づいて交換をする、そういったことの内容になってございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　一応全て御回答いただきました。平塚議員、よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　はい。

○議長（相馬正典）　ほかにございますか。

１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　まず、衛生費が減額になっているので、その理由と、あと土木債なんですけど、土木債は１，３８０万円がマイナスの補正額ということで、これ、どこで１，３５０万円なのか分からないんですけど、１，５９０万円というのと、河川整備債ですか、７００万円というのと、こう書いてあるんですね。それを足すと二千幾らということになるので、この１，３８０万円って、どこからどういうふうに導き出すのというようなことを、これは教えていただきたいということになるのかなと思います。

以上で。

○議長（相馬正典）　　岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡　誠）　　衛生費でございますが、こちらは人事異動に伴う人件費でございます。（「了解です」の声あり）

○議長（相馬正典）　　菊池建設課長。

○建設課長（菊池章夫）　　土木債の１，３８０万円の減額につきましては、１９ページに記載の市道整備事業債９１０万円、辺地対策事業債１，５９０万円、急傾斜地崩壊対策事業債の７００万円を差引きしまして、マイナス１，３８０万円ということになってございます。

以上です。

○議長（相馬正典）　　ほかに質疑ございますか。

８番堀江清一議員。

○８番（堀江清一）　　説明の中で、旧下江川土地改良区の揚水機修理ということで補正したということですが、その総額とか、どういう状況なのかと、その詳細を説明いただければなと思っております。

それと２つ目、住宅における防犯カメラの補助ということなんですが、今回、何件分ぐらいを予定しておるのかをお願いできればと。

それと、２１ページの下のほうですけども、障がい児支援事業ということがあるんですけども、５３４万円ですか。障害児というのは何人ぐらい対象になっているのか。

その３点、よろしくお願いします。

○議長（相馬正典）　　小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　　私のほうからは、下江川の揚水機場における電動機の故障でございます。

内容につきましては、過日の全協でもお話しさせていただきましたけれども、まず下江川の揚水機場、さくら市にほぼ近い荒川沿いの左岸側に位置しているところでございます。設立以後６８年が経過して、今回初めてというか、細かい小破修繕なんかはありましたけれども、大幅なリニューアルは６８年ぶりということでございます。

こちらにつきましては、総事業費２億９，９００万円でございます。負担割合につきましては、国が５５、県が２０、市が１０、改良区が１５でございます。それぞれ金額を申し上げますと、国が１億６，４４５万円、県が５，９８０万円、市が２，９９０万円、地元、改良区でございますけれども、こちらは４，４８５万円となってございます。

こちらは、過日、７月１７日に臨時の総代会が開かれ承認、すぐさま設計をするために、入札の手続等々を経まして、先週の金曜日、８月２８日に入札を執行したとお話を聞いてございます。業者については、情報未入手ですけれども、入札のほうは終わったと。終わり次第、今

度は工事着手で、１機のほうだけ優先的に直して、来年度の揚水に間に合うようにというようなスケジュールで進めていると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　私のほうからは、防犯対策費につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきまして、家庭用防犯カメラ等の整備に係る補助金でございまして、補助率を３分の２、上限を３万円、これを１５０件計上させていただいておりますので、３万円掛ける１５０ということで、４５０万円計上させていただいた内容でございます。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子）　　私のほうからは、障がい児支援事業費の利用している人数についてということでのお話がありました。

延べ人数になってしまうんですけども、約２，１１３名、年間で利用しておりまして、月ですと１７６名ぐらいが利用しているような状態になっております。

以上です。

○議長（相馬正典）　　８番堀江清一議員。

○８番（堀江清一）　　揚水機に関して、入札が終わって、どんどん進んでいるということであります。受益者負担が結構な金額になると思いますが、４，４８５万円ですか。土地改良区の積立てなんかも利用して、受益者にできるだけ負担が少なくなるような方向で進めるという話を伺いました。来年の田植には間に合うように作業するということで、受益者というか、その農家の方は非常に喜んでおられました。その辺のところは、大変ありがたく思っております。願わくば、もっと補助金を何かの形で出していただければ幸いかなというようなことでございました。

あと、家庭用の防犯カメラなんですが、一応１５０件予定しておるということですが、これは市内の家庭の方に周知させていただいて、どんどん進めていただきたい。市民の安全安心には非常に私、興味を持っておりますので、ぜひ進めて、ＰＲもどんどんして、補助していただいて、カメラの数を増やしていただきたい。

さらには行政側の建物等、その他施設等にも不十分だと思いますから、先頃、保健福祉センターの玄関前の横の室外機が盗難に遭ったわけですから、玄関のところに出入りするようなところに防犯カメラも増設するということを緊急にやっていただければと思っております。

障がい児童の数、了解しました。私は以上です。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

７番髙木洋一議員。

○７番（髙木洋一）　　一般会計補正予算について、質問させていただきます。

２７ページの消防施設整備費について、詳細をお伺いします。

また、その下の小学校施設管理費の１００万円についてお伺いいたします。

その下の委託料、南那須中学校施設整備費、烏山中学校施設整備費、空調の設計費かと思うんですけれども、詳細についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

２７ページの消防施設整備費、こちらの内容でございます。こちらにつきましては、消防資機材寄贈事業というのがございまして、このたび軽自動車の消防車両が本市に寄贈されることが決定となりました。その車両に係る自賠責保険料、自動車重量税、手数料、また無線等を取り付けるための業務委託料、これを計上しているものでございます。一般社団法人日本損害保険協会から、小型動力ポンプ付軽消防自動車、デッキバンタイプと言われていますが、それが寄贈されるということでございます。

私のほうからは以上となります。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　それでは、私のほうからは、小学校施設管理費１００万円につきましてお答えいたします。

学校施設等の維持補修費になります。こちらにつきましては、小破修繕に係る計上でありまして、施設の破損が生じた場合に、緊急的に対応するための経費としております。

なお、当初予算で２００万円計上していたんですが、執行により予算残が少なくなったために補正するものであります。

続きまして、南那須中学校施設整備費、烏山中学校施設整備費につきましては、議員おっしゃるとおり、空調設備に係る設計費用であります。施工につきましては、令和９年度から実施するために、設計費を９月の補正で計上しているということになります。

以上です。

○議長（相馬正典）　　７番髙木洋一議員。

○７番（髙木洋一）　　承知しました。

空調の整備についてなんですけど、まずこれは中学校を先にやるという感じでということでよろしいんですか。小学校については未定ということでしょうか。そこだけ確認させてくださ

い。

○議長（相馬正典）　　齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文）　　お答えいたします。

今回は、中学校の施設整備を令和９年度から実施いたします。こちらにつきましては、利用頻度、それから指定避難所を中心に選定しております。利用頻度というのは、授業、それから中学校の場合は部活動がありますので、そちらを中心に検討し、さらには避難所としまして、南那須地区、烏山地区とも考慮しまして、中学校ということで選定しております。

また、こちらにつきましては指定避難所になりますと、国の補助事業の対象になりますので、財源確保という意味からも、この中学校を選定しているということで御理解いただければと思います。

以上です。（「承知しました」の声あり）

○議長（相馬正典）　　ほかにありますか。

１１番小堀道和議員。

○１１番（小堀道和）　　１点だけ。２０ページの総務の中の自治振興費２９０万円の確認なんですけど、これはいろいろ論議になっていた常夜灯というか、自治会で今お金を払っているこの電気代を何とか対応してほしいというものに対して予算をつけたんだと思うんですけれども、この額でどのレベル、他の市町と比べてどのレベルなのか。うちがほかよりもすごく上になっているのか。

それと、このお金は今年この補正でつけたんだけど、来年以降も当然ながらこの予算はずっと取っていきますよというのを確認だけしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

この自治会交付金を上乗せしたことによる水準というか、他市町との水準ということだったかと思います。こちらを分析するに当たりまして、当初、単位自治会に対する運営費補助、これだけの比較だと、県内で１世帯当たりの金額だと９番目ということになってございます。

ただ、そこに防犯灯の電気料相当の負担、これを上乗せしてその金額で比較すると、我が市は県内で１７番目に下がってしまいます。

このたび、一部防犯灯の電気料に対しての公費支援、これを行うことによって、最終的には県内では１３番目、真ん中ぐらいの水準になると、そういったことで、防犯灯１灯当たり１，０００円の支援を今回、行わせていただくものでございます。

こちらにつきましては、次年度以降についても、この事業については取り組んでいきたい、そのように考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　１１番小堀道和議員。

○１１番（小堀道和）　　確認です。もっと上に行くのかなと思ったけど、まだまだなので、さらに努力をお願いします。

以上です。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　　一般会計の２１ページなんですけど、委託料として、子育て支援短期利用委託費５１万７，０００円。さらにその下に、物価高対応子育て応援手当給付費７２万７，０００円とありますが、これはどのような事業で、対象者は何人ぐらいいらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　　草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子）　　では、平塚議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、子育て支援短期利用委託費ですが、こちらはショートステイという名称で事業が行われている事業になりまして、お母さん、お父さん、保護者の方の育児疲れとか、家庭で見られないような状況があった場合に、児童養護施設等でお預かりするような事業になっております。

そちらの４月からの利用のほうが増えておりまして、８月利用実績でおおむね今現在、持っている予算のほうが消化してしまうという形になりましたので、それ以降の見込みの試算をして、予算を計上させていただいているものになります。

ですので、利用実績というものは出るんですけども、今後の利用人数というものは出ないということで御理解いただければと思います。７月末現在では、延べ２９名の方が利用されております。

続きまして、物価高対応子育て応援手当給付費のほうですが、こちらは前年度、行いました物価高対応子育て応援手当支給補助金、０歳から高校３年生までのお子さん１人当たり２万円を給付する事業のほうを行っておりまして、そちらのほうの償還金とさせていただいております。

人数のほうは、申し訳ございませんが、今手元に持っていないものですから、後で報告させていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（相馬正典）　　よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　　はい。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　すみません、まず防犯カメラの件なんですが、個人等ということは、例えば会社だとか自治会だとか、そういうようなところも補助をもらって設置することが可能だと、こういうことなんでしょうか。

個人だけなのか、その辺のところがまず知りたいというのと、もう一つ、これはこの中身には関係ないことなんですが、例えば予算書は１枚のところに、例えば１２ページと１３ページとかと出ているんですね。次は多分、１４ページと１５ページと、こうなるんですが、決算書の場合は、ここ１つが１ページなんですよ。それは何でその違いがあるのというのをお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典）　　平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹）　　ただいまの質問にお答えいたします。

今回の家庭用防犯カメラ、これの対象につきましては、本市に住所を有する個人の方を対象としておりますので、御理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　ページの件は。作っているほうの問題でしょう。

○議長（相馬正典）　　関総合政策課長。

○総合政策課長（関　雅人）　　お答えさせていただきます。

こちらについては、私どものほうも決算と予算のもので見方が違うという部分は問題であろうということで、見直しに向けて今いろいろ検討させていただいているところでございますので、どうぞ御理解いただければと思っております。

○議長（相馬正典）　　１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　どうせ見直していただけるなら、デジタル化なものですから、この真ん中が割れてないで、ぱたっとくっついてたほうが非常に見やすいんですね。ただ、これを印刷して、みんなに出すためにこうなっているんだよというならあれなんですが、そのページの問題と、その辺のところもぜひ改善していただくのと、もう一つ、個人だけというよりは、企業とは言いませんが、自治会とか何かそんなところも声をかけていただいて、自治会でこういうところにつけたいねということでやってもらうような形になれば、つくのは個人のところかもしれませんが、自治会で安全対策というような感じで、お金はやっぱり自治会が集めたお金が出ると、そんなような感じだったらどうかなと思いますので、それは今すぐどうのこうのじゃなく、検討していただければなと、このように思います。

以上です。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１３　議案第１号　令和８年度那須烏山市一般会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第１４　議案第２号　令和８年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第１５　議案第３号　令和８年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第１６　議案第４号　令和８年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１７　議案第１０号　損害賠償の額の決定及び和解について（追認）

○議長（相馬正典）　　日程第１７　議案第１０号　損害賠償の額の決定及び和解について（追認）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第１０号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、５０万円を超える損害賠償については議会の議決を経て額を決定し、和解すべきところ、議会の議決を経ずに和解を行っていたことから、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、追認の議決を求めるものであります。

令和８年２月４日午後２時５０分頃、藤田地内において、消防団の消防車両が方向転換のため後退した際、敷地内のビニールハウスの支柱に接触し、損傷させたこと及びそれに伴い、農作物を出荷できない期間を生じさせた損害を与えた事故であり、損害賠償額として、相手方ビニールハウス修繕及び営業補償代６７万３，９４８円に、市の過失割合１００％を乗じた６７万3，９４８円を、市が支払うものであります。

損害賠償の額が５０万円を超えていることを見落とし、議決を経ずに和解をしてしまいました。議決を経なかったことについて、議員及び市民の皆様に深くおわびを申し上げるとともに、今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

１３番渋井由放議員。

○１３番（渋井由放）　　これはよく理解します。ただ、再発防止が、今度５０万円から１００万円にしましょうというのは、私は再発防止じゃないと思っておりますので、その辺はよく理解の上、５０万円と決めたら５０万円できっちりやって、何でそこで忘れちゃったの、だからこういうことを忘れないようにどうするのということを、再発防止をしっかりやってもらいたいと要望して、答弁は結構ですので。

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１７　議案第１０号　損害賠償の額の決定及び和解について（追認）を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を１３時ということにいたします。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

○議長（相馬正典）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、午前中に行われました議案第１号　一般会計補正予算（第２号）の平塚議員の質疑に対し、執行部から追加答弁がございます。

草分こども課長。

○こども課長（草分知賀子）　　平塚議員から御質問のありました物価高対応子育て応援手当給付費の対象者は何人いるかという御質問に対しまして、回答をさせていただきます。

対象世帯のほうは１，４２３世帯、児童のほうは２，５２０人となります。

以上になります。

◎日程第１８　議案第１１号　防災重点農業用ため池の防災工事の施工について

○議長（相馬正典）　　日程第１８　議案第１１号　防災重点農業用ため池の防災工事の施工についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第１１号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、防災重点農業用ため池の防災工事について、市営として施工するため、土地改良法第９６条の４第１項において準用する同法第８７条の４第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

防災工事の主な内容は、耐震性確保のための改修及び計画洪水量を安全に流下させるための放出調整設備の改修になります。３か所のため池に関して、令和８年度に工事の実施計画書を作成の上、適宜工事着手を予定しております。

実施計画書作成費用は、２，３００万円を見込んでいるところであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

８番堀江清一議員。

○８番（堀江清一）　　防災ため池という案件ですが、３か所ということなんですけど、具体的にその３か所、どこなのかと、それと、ため池ということでも大小様々あると思うんですが、大きさというか、広さというんですかね、そういうのが分かればお知らせいただきたいと思います。

○議長（相馬正典）　　小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　　ただいまの御質問に対してお答えいたします。

まず、３か所につきましては、まず新田溜池、こちらは三箇地内。山根溜池、これも三箇地内で、愛和苑から県民の森ですか、そちらのほうに入っていったところの両サイドに位置するところです。すみません、面積的には把握してないというのが現実でございます。

あともう一か所につきましては、滝田地内にございます霧ヶ沢溜、そちらのほうを予定してございます。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（相馬正典）　　ほかにございますか。

１４番平塚英教議員。

○１４番（平塚英教）　防災重点農業用ため池の防災工事の施工でございますが、今回は実施設計書作成費ということで、２，３００万円というような予算の計上と考えていいですね。

ということは、防災用ため池実施設計書に伴って工事を施工する場合には、改めて工事費がかかると考えるんですが、おおむねどのぐらいの工事費を必要とするのか。いつ頃着手して、いつ頃完成を見込むのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（相馬正典）　小口農政課長。

○農政課長（小口正一）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおり、２，３００万円につきましては、実施設計費用でございます。

詳細を申し上げますと、山根溜池が８１０万円、新田溜池のほうが５６０万円、霧ヶ沢のほうが９３０万円です。

一応、工事につきましては、令和９年度を予定してございますけれども、実際のところその実施設計書が出て、その積み上げなので、明確な数字は分からない状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

３か所とも、単年度の工事で令和９年度で終わる予定です。

○議長（相馬正典）　よろしいですか。

○１４番（平塚英教）　はい。

○議長（相馬正典）　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１８　議案第１１号　防災重点農業用ため池の防災工事の施工について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１９　議案第１２号　令和７年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（相馬正典）　　続きまして、日程第１９　議案第１２号　令和７年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第１２号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和７年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和７年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金２億１，８８８万９，７４３円のうち、１億６，９３７万４，２９７円を資本金に組み入れ、４，９５１万５，４４６円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第１９　議案第１２号　令和７年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第２０　議案第１３号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（相馬正典）　　次に、日程第２０　議案第１３号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　議案第１３号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和７年度下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和７年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金８，１２３万１，５１３円のうち４，１８０万３，４６７円を資本金に組み入れ、３，９４２万８，０４６円を減債積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第２０　議案第１３号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第２１　認定第１号から日程第２８　認定第８号までの令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定については、いずれも令和７年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

◎日程第２１　認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定について

◎日程第２２　認定第２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について

◎日程第２３　認定第３号　令和７年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について

◎日程第２４　認定第４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の

認定について

◎日程第２５　認定第５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について

◎日程第２６　認定第６号　令和７年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について

◎日程第２７　認定第７号　令和７年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

◎日程第２８　認定第８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について

○議長（相馬正典）　　よって、認定第１号から認定第８号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長　川俣純子　登壇〕

○市長（川俣純子）　　認定第１号から認定第８号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和７年度は、第３次総合計画の３年度目とし、「市民が主役のまち那須烏山市」の実現に向けて、子育て、教育、にぎわいの創出など各種事業を実施してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、個人市民税の定額減税の終了や、個人市民税の所得割課税額の増加などが要因となり、前年度を上回りました。また、ふるさと納税の推進や債権購入による基金の運用などを行うなど、新たな財源の確保に努めてまいりました。

今後も、財源確保のため、税の収納対策や新たな財源の発掘・活用に努めてまいります。

歳出では、なすから赤ちゃん応援事業、ＪＲ烏山線の利用促進事業、住宅リフォーム助成事業、なすからこども園の複合遊具の整備事業、パイプハウス補助等の園芸振興事業、市道照明のＬＥＤ化事業、主要道路の整備事業、清水川せせらぎ公園の整備事業、防災集団移転促進事業などに取り組むとともに、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の助成事業やプレミアム付商品券等の発行事業などに取り組んでまいりました。

今後も、「市民が主役のまち那須烏山市」の実現に向けて、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない効果的な事業を推進してまいります。

それでは、令和７年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は１４８億４，７５４万１，２８２円で、前年度と比較して２億８，８３２万１，９３６円、２％の増であります。

歳出総額は１，３９０億６，３２０万６６７円、前年度と比較して１億７，９６４万２，１３４円、１．３％の増であります。

歳入歳出差引き額は８億８，４３４万６１５円、翌年度へ繰り越すべき財源は４，４７５万円、実質収支額は８億３，９５９万６１５円、歳計余剰金の処分額は、財政調整基金への積立額が２億２，０００万円、市有施設整備基金への積立額が１億円、庁舎整備基金への積立額が１億円、令和７年度の純繰越金は４億１，９５９万６１５円であります。

続いて、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず歳入であります。

市税は３３億８，４７３万７，０００円、前年度と比較して１億４９万５，０００円、３．１％の増額となりました。主に国の総合経済対策における個人住民税の定額減税の終了及び個人住民税の所得割課税の増などが要因であります。

地方譲与税及び各交付金は、個人住民税の定額減税に係る減収補填の減がありますが、そのほかはおおむね前年度同水準となりました。

普通交付税は４４億６，７９６万１，０００円、前年度と比較しまして１億６，９０３万９，０００円、３．９％の増額となりました。

特別交付税は６億３，０６７万７，０００円、前年度と比較して１，９４９万８，０００円、３．２％の増額となりました。

地方交付税総額は５０億９，８６３万８，０００円、前年度と比較しまして１億８，８５３万７，０００円、３．８％の増額となりました。

国庫支出金は、児童手当の対象年齢拡大に伴う負担金の増や、児童生徒の学習用タブレットの更新に伴う補助金の増などにより、前年度と比較して２億１４０万９，０００円、１０．８％の増額となりました。

県支出金は、農業用ため池の防災対策に係る補助金が増となったものの、なすからこども園の整備に係る補助金の減などにより、前年度と比較して１億１，３３８万２，０００円、１１．１％の減額となりました。

市債は、なすからこども園の整備事業債の減などにより、前年度と比較して３億１，８２７万６，０００円、３８％の減額となりました。

次に、歳出であります。

１款議会費は、一般職員人件費の増や議員報酬の減などにより、前年度と比較して８１万２，０００円、０．６％の減額となりました。

２款総務費は、各種基金への積立金やシステム標準化に係る事業費の増などにより、前年度と比較して４億８，２０９万９，０００円、２１．８％の増額となりました。

３款民生費は、非課税世帯の給付費の増、障がい者・障がい児の給付費の増、児童手当給付費の増、なすからこども園の複合遊具整備費の増など様々な増額要因がありますが、低所得者世帯の給付費の減や、なすからこども園の新築整備費の減などにより、前年度と比較して３億９，５５８万５，０００円、８％の減額となりました。

なお、民生費は一般会計歳出の最も大きな割合を占めており、全体の３２．５％、総額４５億３，１５１万４，０００円となっております。

４款衛生費は、南那須地区広域行政事務組合の病院費負担金や、ごみ処理費負担金の増などにより、前年度と比較して６，６１３万円、４．９％の増額となりました。

６款農林水産業費は、農業用ため池の防災対策に係る事業費の増などにより、前年度と比較して４，６７２万３，０００円、１５％の増額となりました。

７款商工費は、令和６年度に実施したデジタル復元による城下町魅力発信事業費などが減となったものの、観光施設の修繕費や商品券に係る事業費の増などにより、前年度と比較して９１０万４，０００円、２．３％の増額となりました。

８款土木費は、主としまして合併特例債及び辺地対策事業債を活用した道路整備に取り組んでまいりました。そのほか、令和６年度に実施した大桶運動公園管理棟改修工事や旧境小学校解体工事の減があるものの、都市計画街路整備事業費や清水川せせらぎ公園整備事業費の増などにより、前年度と比較して１，２０５万３，０００円、０．９％の増額となりました。

９款消防費は、南那須地区広域行政事務組合の消防費負担金や、Ｊアラートの改修費用の増となります。前年に比較して４，６８２万６，０００円、８％の増額となりました。

１０款教育費は、児童生徒の学習用タブレットの更新費の増などにより、前年度と比較して９，７５４万２，０００円、８．５％の増額となりました。

１１款災害復旧費は、令和６年８月の豪雨災害の復旧工事費の減などにより、前年度と比較して７，１２５万円、９９．５％の減額となりました。

１２款公債費は、前年度と比較して１億１，３１７万９，０００円、８．７％の減額となりました。

なお、令和８年３月３１日現在の公有財産である土地及び建物、山林、出資による権利、物品、基金の状況は、決算書に附属資料として添付いたしました「財産に関する調書」のとおりであります。

次に、認定第２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険は、現在、栃木県が事業の財政運営主体となり、市は資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収などを行っております。

国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の２つの勘定がございます。まず、事業勘定から御説明申し上げます。

令和７年度末の国民健康保険加入世帯数は３，６０６世帯、対前年度比１１２世帯減、被保険者数は５，３５６人、対前年度比２７８人の減でありました。

令和７年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が３０億１，８３３万２，７１７円、歳出決算額が２９億３，３０３万８７５円、歳入歳出差引き残高は９，５３０万１，８４２円であります。このうち、財政調整基金に４，８００万円を積立てしました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約７割を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が重要でありますので、引き続き被保険者の健康増進に向け、保健事業の充実を図ってまいります。

次に、診療施設勘定の決算額は、歳入決算額が６，１４７万７，０５９円、歳出決算額が５，４６８万４，１３６円、歳入歳出差引き残高は６７９万２，９２３円であります。このうち、国保診療所運営基金には３４０万円を積み立てました。

１日当たりの平均受診者数は、前年度と比較して８．６％減の１６．９人であり、これに伴い、診療収入も前年度と比較して３．７７％減少いたしましたが、令和７年度は、手すりの設置工事を行うなど、受診者にとって利用しやすい環境整備に努めました。

七合診療所につきましては、地域住民の医療の確保と健康増進のために、引き続き適正な運営に努めてまいります。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、過日開催した那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第３号　令和７年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として、地域住民の健康維持・増進に貢献するとともに、一次医療機関としての役割を果たしております。

令和７年度の決算額は、歳入決算額が５，８３５万８，１６９円、歳出決算額が４，４８９万５，６９４円、歳入歳出差引き残額は１，３４６万２，４７５円であります。このうち、熊田診療所運営基金に６８０万円を積立てしました。

現在、那須南病院と医師の派遣に関する協定を締結し、派遣医師による診療を行っておりますが、令和７年度は、前年度と比較して患者数が４％増え、診療収入も１０．６％増となりま

した。

熊田診療所につきましては、引き続き医師の確保を図りながら、地域における身近な医療機関としての役割を果たしてまいりたいと思います。

次に、認定第４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、栃木県後期高齢者医療広域連合が保険者として主体的に運営し、市は主に保険料の徴収や保健事業を行っているところであります。

令和７年度の決算額は、歳入決算額が４億３，１６７万３，９２０円、歳出決算額が４億２，３８３万４，８５０円、歳入歳出差引き残額は７８３万９，０７０円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

高齢化の影響に伴い、被保険者数が増加し、医療費も増大しておりますので、引き続き栃木県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費の適正化に向けた取組を充実させるほか、制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、認定第５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第９期介護保険事業計画の２年目として、昨年度から引き続き介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和８年３月末現在の要介護及び要支援認定者数は１，５５５名で、そのうち８８．０％の１，３６９名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が７８．６％、施設サービスの利用者は２１．４％という状況であります。

令和７年度の決算額は、歳入決算が２８億８，４５１万８，２７３円、歳出決算額が２８億１５５万３，０５３円、歳入歳出差引き残高は８，２９６万５，２２０円であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は、６億１，７３６万１，２１８円、収入未済額は１４９万２，３９８円、収納率は９９．７％であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第２号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給付費等の一般会計及び財政調整基金から繰入れしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、在宅介護・日常生活圏域ニーズ調査委託料、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

保健福祉事業費は、紙おむつ等を給付するサービス事業費として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第１号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

また、令和６年度から一般会計で開始された重層的支援体制整備事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業の財源の一部である介護保険負担分を、一般会計繰出金として支出しております。

本市は、依然、高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により高齢者の生活を支える、多様なサービス体制の整備に取り組んでまいります。

現在、烏山地区に１か所、南那須地区に１か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談や問題等に対応できるよう、体制強化を図っております。今後も、高齢者問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けて推進してまいります。

次に、認定第６号　令和７年度那須烏山市境財産区特別会計決算認定についてでございます。

境財産区は、旧境村の財産であった山林を管理・運営するために設立され、その間、予算審議、決算認定等については、地方自治法第２９５条の規定に基づく境財産区議会に諮っておりました。しかし、令和５年６月１０日に境財産区議会が廃止となりましたことにより、令和５年度から、那須烏山市議会に提案しているものであります。

令和７年度の決算額は、歳入決算額が２１４万８５８円、歳出決算額が２０１万２,９６０円、歳入歳出差引き残高は１２万７,８９８円であります。

歳出は、管理委員７名の報酬と、所有する山林に対する保険料、基金運営費積立金が占め、歳入は、運営基金利子収入と生産物売払い収入及び前年度からの繰越金により措置いたしました。

今後も、境財産区有林の適正な管理を図り、健全運営に努めてまいります。

次に、認定第７号　令和７年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和８年３月末までの営業実績は、給水人口２万２，０９４人、給水件数９，９４１件、年間有収水量２３９万７，９９６立方メートル、１日最大配水量１万２，７４０立方メートル、水道料金収納率９９％であります。

収益的収支は、消費税込みで水道事業収益６億１，９７３万３，６４８円、水道事業費用５億４，８０５万４，０６１円であります。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入１億７，９１４万３，９２５円、資本的支出４億９，２１１万５，１８１円であります。

差引き不足額３億１，２９７万１，２５６円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取崩額、建設改良積立金取崩額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

最後に、認定第８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和８年３月末までの営業実績は、水洗化人口３，０６７人、水洗化率６３．３％、年間処理水量４３万６６８立方メートル、年間有収水量３５万７，１９０立方メートル、１日最大処理水量５７０立方メートル、１日平均処理水量３８６立方メートルであります。

収益的収支は、消費税込みで下水道事業収益３億６，７４５万６，３０６円、下水道事業費用３億２，５０８万１，７１６円であります。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入１億３，３６２万３，６６０円、資本的支出２億４，１６６万８，８５１円であります。

差引き不足額１億８０４万５，１９１円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取崩額及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、認定第１号から認定第８号まで、令和７年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典）　　次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

樋山隆代表監査委員。

〔代表監査委員　樋山　隆　登壇〕

○代表監査委員（樋山　隆）　　監査委員の樋山です。市長から審査に付された令和７年度那須烏山市の各会計に係る歳入・歳出決算について、矢板監査委員と審査した結果を報告いたします。

初めに、令和７年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査

意見書についてであります。

決算の審査は、令和８年７月３日から同月７日の実日数３日間にかけて行いました。

審査の対象は、那須烏山市一般会計及び５つの特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況についてであります。

審査の方法は、那須烏山市監査基準に準拠し、決算書及び附属書類が関係法令に基づいて作成されているか関係職員から説明を求めながら、次の事項、（１）計数は正確であるか、（２）会計事務は適法に処理されているか、（３）運営は合理的かつ効率的にされているか、（４）財政状態に問題はないかに主眼を置き、審査を行いました。

審査の結果、令和７年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、審査した範囲の結果では適正かつ正確であると認められました。

また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、おおむね適正に執行されたものと認められました。

基金についても、おおむねそれぞれの設置目的に沿って、適正かつ効率的に運用されていました。

決算の概要は、歳入歳出において、普通交付税、財政調整基金繰入金、児童手当対象年齢拡大に伴う国庫負担金、小中学校の学習用タブレットの更新に係る補助金、ふるさと応援寄附金の増が要因となり、市予算規模が増加し、学校給食費や保育園、幼稚園副食費への助成、清水川せせらぎ公園の改修工事、市道照明の改修工事、小中学校用タブレットの更新等の大規模な事業が実施されました。

詳細は、２ページから２５ページに記載のとおりです。

一般会計と特別会計の決算に係る意見についてであります。一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の２６ページをお開きください。

当年度の当初予算は、まちづくりの指針である第３次総合計画の３年目として、重点事業に配慮した編成がなされ、各種事業が実施された。また、物価高騰の継続などに対応するため、補正予算を編成した。

当年度の一般会計及び特別会計の決算は、歳入２１３億４００万円余、歳出２０２億１，３００万円余となり、前年度と比べ、歳入２億１，５００万円余、歳出１億円余、それぞれ増加している。

特筆すべき意見は、次のとおりである。

まず、財政全般についてでありますが、財政指標等では、財政基盤を示す財政力指数３か年平均は０．４４１で、前年度と比べ０．０１ポイント低下している。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９１．４で、前年度と比べ３．０ポイント上昇、悪化している。

今後、人口減少・高齢化の進展に伴う扶助費及び職員人件費の増加や、建物系やインフラ系公共施設の老朽化・耐震化のため、長期にわたる多大な財政負担、さらには庁舎整備や広域行政事務組合に対する財政負担も予想される。財政の硬直化を招くことのないよう、事務事業の見直しや経常経費の縮減等を着実に進め、適正かつ持続可能な財政運営に取り組んでいただきたい。

市債と基金の状況としては、一般会計の市債の当年度末現在高は７４億４，７００万円余、前年度と比べ、６億４，０００万円余が減少している。これは、一般単独事業債など大きな発行額があるが、償還元金がこれを上回ったためである。

市債の発行は、世代間負担の公平を図る観点から、貴重な財源となる一方で、義務的経費である公債費の増加にもつながることから、発行額と償還のバランスを考慮し、計画的な管理に努めていただきたい。

また、基金の当年度末現在高は１２９億１，４００万円余であり、前年度末と比べ６億５，０００万円余増。これは庁舎や施設の整備に充当するための基金積立てによるものである。財政調整基金をはじめとする積立金は、年度間の財政調整の手段でもあり、安定した財政運営を行う上で重要な役割を果たしている。引き続き、計画的な活用と効率的な運用・管理に努めていただきたい。

次に、収納対策の強化についてであります。

当年度の一般会計における市税の収納率は９４．１％で、前年度と比べ０．３ポイント増ではあるが、県内最下位となった。徴収義務については、電話催告や戸別訪問、納税困窮者への対応など、きめ細やかな納税相談と滞納整理の体制を強化してきたところであるが、県平均徴収率の９７．８％を下回っている。自主財源率の低い本市としては、引き続き残りの大口滞納者をはじめとする収納対策に努めていただきたい。

また、当年度の一般会計における不納欠損処分は１，０００万円余で、前年度と比べ３００万円余減少となっている。

なお、特別会計の不納欠損処分は３００万円強と、前年度と比べ３０万円余増加している。

不納欠損処分は、市の債権を消滅させるものであることから、説明責任を果たす必要がある。しかし、滞納者の財産調査を行った結果、処分財産がないものに対しては迅速に滞納処分の執行を停止し、不納欠損処分を行うべきである。

引き続き、滞納者の所在や所有財産、生活状況について十分調査し、適正かつ明確な基準の下に事務処理を行うよう、努めていただきたい。

また、一般会計における収入未済額４億６，４１１万５，４５９円は、前年度２億９，１００万７，０７０円と比べ、１億７，２００万円余増加。国庫支出金が大幅に増加したた

めである。

次に、法令対応の適正化についてであります。

公務員にとって、法令遵守は基本中の基本である。今後も、関係法令の確認や他自治体との情報交換などを通じて、適正な対応に努めていただきたい。

最後に、補助金交付等の適正化についてであります。

負担金、補助及び交付金は、公益上必要と認める場合に限り支出できるものである。負担金等は、市の政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段、一方、その支出は長期化・固定化する傾向にあり、団体等の自主性・独立性が阻害される可能性もある。本市においては、適正な執行のため、補助金等交付規則が定められているところであり、決算審査の過程で、補助金交付事務についてのヒアリングも実施している。

今後も、業務の効率的執行確保の観点から、組織内の緊密な連携を図り、予算執行に当たっては、投資対効果を評価する文化の醸成に努めていただきたい。

続きまして、令和７年度那須烏山市水道事業会計決算審査意見書についてであります。

決算の審査は、令和８年７月１日に行いました。

審査の対象は、那須烏山市水道事業会計決算です。

審査の方法は、那須烏山市監査基準に準拠し、一般会計と同様の方法で行いました。

審査の結果、令和７年の水道事業会計の損益計算書や貸借対照表等の決算書類については、いずれも関係法令に基づいて作成されており、実施した審査の範囲内において、計数は正確で、会計事務等は適正に処理されていると認められました。

また、会計事務は、法令を遵守し、適正な手続により処理され、予算の執行につきましても適正に行われており、経営はいずれの事業も地方公営企業法に定める経済性の発揮、公共の福祉の増進という経営の基本原則に従って運営されているものと認められました。

事業の概要は、令和７年度の主な建設改良事業としては、主要施設である城東浄水場の送水ポンプ取替え工事を実施したほか、岩子地内及びこぶし台団地等において、配水管更新工事を実施した。

水道料金については、給水収益は４億９，９６８万４，０００円と、前年度より１０６万３，０００円の減額となった。

なお、水道料金の未納対策として、未納料金の滞納整理を実施し、関係法令に基づき整理を進め、収入の確保に努めた。

当年度の現年分の収納率は、前年度と比較して０．１ポイント減少し、９９．０％であった。

詳細は、２ページから１７ページ記載のとおりです。

水道事業会計の決算審査に係る意見についてであります。水道事業会計決算審査意見書の

１８ページをお開きください。

経営状況については、事業収益５億６，９５５万１，０００円に対し、費用は５億２，００３万５，０００円で、差引き４，９５１万５，０００円の純利益を計上している。

総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率は、いずれも前年度から増加し、事業が１００％を超えており、健全な経営状況であると言える。

財政状況については、自己資本比率は年々増加しており、近年で一番高い数値となっている。

また、固定比率は１００％を超えているが、固定資産対長期資本比率が１００％を下回っていることから、長期的な資本の枠内の投資が行われていると判断できる。

有収率について、漏水調査や修繕などを継続的に実施しているものの、前年度から１．５ポイント減少し、５７．７％となっている。

その他としましては、給水人口は２万２，０９４人で、前年度から５６２人の減少、給水件数は９，９４１件で、前年度から４９件の減少となった。

料金収入は４億９，９６８万４，０００円で、前年度から１０６万３，０００円の減少となった。

今後、市の人口減少と連動して、給水人口も減少していくことが予想される。さらに、長い期間と莫大な費用を要する老朽化した設備等の更新事業は喫緊の課題となっている。今後の対応としまして、水道事業については、管路をはじめとする老朽化した設備等に対する更新や耐震化への設備投資が必要となる一方、人口の減少や少子高齢化に伴う給水収益の減少、物価高騰の影響が見込まれ、財政運営は厳しい状況となることが予想される。

長期的に低位で推移する有収率の改善は、本市の大きな課題である。有収率を押し下げる主な要因は、給配水管の老朽化による漏水が考えられるが、別の視点として、配水地等に設置された流量計の故障や異常による配水量の誤認の可能性がないか確認する機会の検討をされたい。

老朽管工事については、管路経年化率等の老朽化状況を示す指標の悪化の抑制にも寄与するため、今後も計画的に進められたい。

水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、必要となる莫大な費用を少しでも賄うため、水道料金設定も含めた財政的裏づけなどを十分調査・研究するとともに、財源措置の見込まれる国や県の補助事業等に係る情報収集等に努め、知恵を絞り、工夫を凝らして、これらの積極的な活用を図っていただきたい。

また、適正な債権管理及び事務の執行に努め、引き続き収納率の向上に取り組むとともに、施設の統廃合等も含め、維持管理に係る経費削減に努め、合理的かつ持続可能な事業経営が行えるよう、常にコストを意識した経営を心がけていただきたい。

最後に、令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算審査意見書についてであります。

決算の期日は、令和８年７月１日に行いました。

審査の対象は、那須烏山市下水道事業会計決算です。

審査の方法は、那須烏山市監査基準に準拠し、一般会計と同様の方法で行いました。

審査の結果、令和７年度下水道事業会計の損益計算書や貸借対照表等の決算書類については、いずれも関係法令に基づいて作成されており、実施した審査の範囲内において計数は正確で、会計事務等は適正に処理されているものと認められました。

事業の概要は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業において、施設の長寿命化を図るため、令和５年度に策定したストックマネジメント全体計画により、優先順位が高いと判断された烏山水処理センター及び南那須水処理センターに関し、令和６年度に実施計画を策定した。

令和７年度は、社会資本整備総合交付金事業を活用し、下水道台帳管理システムを導入した。

水洗化人口について、前年度と比べ８７人の増の３，０６７人となった。

水洗化率については６３．３％で、前年度と比べ４．２ポイントの増となった。

なお、水洗化人口及び水洗化率の向上を図るため、戸別訪問等を引き続き実施していくこととしている。

下水道使用料については、地方公営企業法の適用以前の料金を改定せず運用しており、５，１３３万４，０００円で、昨年度より１４６万５，０００円の減額となった。

下水道事業の決算審査に係る意見についてであります。下水道事業会計決算審査意見書の１８ページをお開きください。

下水道事業については、令和５年度から地方公営企業法を適用した３年目の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の決算である。

当年度の経営状況については、総収益３億５，９３７万７，０００円で、そのうち下水道使用料は５，１３３万４，０００円で、総収益の１４．３％である。

総収益から総費用を差し引いた純利益は３，９４２万８，０００円で、経常費用が経常収益によってどの程度、賄われているかを示している経常収支比率は、１１２．３％となっている。

なお、経費回収率は４７．４％となっており、下水道使用料以外に一般会計からの繰入金に依存している状況を示している。

財政状況については、固定資産は５１億６，３８９万８，０００円、流動資産は７，１７０万９，０００円、固定資産対長期資本比率は１０２．５％、自己資本比率構成比は６５．４％となっている。また、流動比率は３６．２％である。

資金状況については、業務活動が９，８４７万６，０００円のプラス、投資活動が２，９４６万５，０００円のマイナス、財務活動が７，５６３万３，０００円のマイナスであり、

一般的に健全と言われる状態である。

今後の対応といたしまして、下水道事業は、整備や維持管理に多額の費用を要する先行投資型の事業であり、建設改良費等の財源に充てるための企業債の借入れ及び償還も多いことから、中長期的な経営の基本計画である改定された経営戦略により、経営基盤の強化や財政マネジメント等に計画的に取り組まれたい。また、下水道施設は、市民の日常生活に欠くとのできない重要な都市基盤施設であり、施設設備の老朽化や災害により、業務の停滞を招くことなく、安定的なサービスの確保が求められる。

こうした状況を踏まえ、令和７年度は、社会資本整備総合交付金事業を活用し、下水道台帳管理システムを導入したことから、今後は、安定的な使用料収入の確保に努めるほか、ストックマネジメント全体計画や、ストックマネジメント実施計画により、更新の優先順位が高い施設についての修繕・改築を効果的に実施し、汚水処理費の削減等を図るとともに、限られた財源の中で市民への安全安心な下水道サービスを提供できるよう、さらなる健全経営に努められたい。

流動比率は、一般に２００％が理想とされているので、企業債活用など事業の特殊性から、一概に支払い能力がないとは言えないが、全体で３６．２％は、低く見える。また、より一層の経費削減と事業の効率化に努めていただきたい。

経費回収率は、事業によるばらつきがあるものの、１００％を下回っており、維持管理も賄えない状況と見ることができる。収益の柱である下水道使用料の増加につながる水洗化率の向上に尽力していただきたい。特に、烏山中央処理区の４３．０％は、他の南那須処理区８９．１％、興野地区８７．７％と比べ非常に低く、早急な対応が求められることから、環境保全や公共性の観点からも、粘り強く戸別訪問等を実施するなど、水洗化人口及び水洗化率の向上に取り組まれたい。

以上、意見を申し述べましたが、審査の詳細につきましては、各会計決算審査意見書に記載のとおりであります。

これをもちまして、令和７年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（相馬正典）　　以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑につきましては、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、９月７日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、令和７年度決算の質疑については、９月７日に行うことといたします。

◎日程第２９　付託第１号　請願書等の付託について

○議長（相馬正典）　　日程第２９　付託第１号　請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第１号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、付託第１号のとおり、陳情書第７号　龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改修を求める陳情については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第８号　庁舎整備検討委員会の設置については、所管の総務企画常任委員会に付託し、陳情書第９号　庁舎整備の住民投票については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第１０号　広域避難については、所管の総務企画常任委員会に付託し、陳情書第１１号　共同（公用）井戸については、所管の総務企画常任委員会に付託し、陳情書第１２号　烏山いろはかるたの看板修繕を求める陳情については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第１３号　那須烏山市空家等対策計画については、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（相馬正典）　　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前１０時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

［午後　２時１２分散会］